

## 付 議 第 9 号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

## 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の」を「青少年（25歳未満の者をいう。第14条第1項において同じ。）の」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条ただし書中「必要であると」を「必要があると」に、「これを」を「利用時間」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「次項第4号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「規定する額」を「定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第10条第1項中「体育館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第11条中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第13条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第19条中「個人情報を」を「、個人情報を」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分			使用料				
			基本使用料			夜間使用料 (1時間につき)	
			午前	午後	全日		
ア リ ー ナ	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアスポー ツ		26,300円	39,460円	57,860円	8,670円
		アマチュアスポー ツ以外のもの		131,460円	197,170円	289,200円	43,380円
	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュ アスポー ツ	児童・ 生徒	1,310円	1,970円	2,890円	430円
			青年	2,640円	3,940円	5,790円	860円
			その他 の者	5,260円	7,900円	11,570円	1,730円
		アマチュアスポー ツ以外のもの		26,300円	39,460円	57,860円	8,670円
	トレーニン グ室		児童・生徒		1人1日につき50円		
青年			1人1日につき100円				
その他の者			1人1日につき210円				
会議室			1時間につき210円				
照明設備			1時間につき640円				
シャワー			1人1回につき96円				

持込み電気機器	原価計算を基礎として知事が定める額
---------	-------------------

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間にアリーナを利用する場合（午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間にアリーナを利用する場合を含む。）の額をいう。
- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者がアリーナに入場する者から徴収する対価を、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「青年」とは25歳未満の者で児童及び生徒以外のものを、「その他の者」とは児童、生徒及び青年以外の者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。
- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 5 アリーナ又は照明設備を2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
- 6 アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額（アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

## 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年体育館の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

（設置）

第 1 条 青少年（25歳未満の者をいう。第14条第 1 項において同じ。）の健全育成並びに県民の健康の増進及び体育の振興を図り、併せて社会教育活動の用に供するため、高知県立青少年体育館（以下「体育館」という。）を吾川郡いの町に設置する。

第 1 条 青少年の健全育成並びに県民の健康の増進及び体育の振興を図り、併せて社会教育活動の用に供するため、高知県立青少年体育館（以下「体育館」という。）を吾川郡いの町に設置する。

（休館日）

（休館日）

第 3 条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第 3 条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

（利用時間）

第 4 条 体育館の利用時間は、午前 8 時30分から午後 9 時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、利用時間を変更することができる。

第 4 条 体育館の利用時間は、午前 8 時30分から午後 9 時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更することができる。

（利用の許可等）

（利用の許可等）

第 5 条 別表第 1 に定める施設及びその附属設備等（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育

第 5 条 別表第 1 に掲げる施設及びその附属設備等（次項第 4 号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合に



委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

## 2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

## 2 略

(使用料の納付)

第7条 利用者は、別表第2に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の使用料を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館を原状に回復しなければならない

あつては、教育委員会。同項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

## 2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

## 2 略

(使用料)

第7条 利用者は、別表第2に規定する額の使用料を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、体育館を原状に回復しなければならない

い。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 体育館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により体育館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 略

ない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 体育館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 体育館における青少年及び県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

## 2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(指定の取消し等)

(指定管理者の指定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 体育館における青少年及び県民の活動を理解し、支援することができるものであること。

## 2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第7条関係）

区分			使用料			
			基本使用料			夜間使用料 (1時間につき)
			午前	午後	全日	
ア	入場	アマチュアスポーツ	26,300 円	39,460 円	57,860 円	8,670 円
二	徴収	アマチュアスポーツ以外の	131,460 円	197,170 円	289,200 円	43,380 円

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第7条関係）

区分			使用料			
			基本使用料			夜間使用料
			午前	午後	全日	
ア	入場	アマチュアスポーツ	27,610 円	41,430 円	60,750 円	9,100 円
二	徴収	アマチュアスポーツ以外の	138,030 円	207,020 円	303,660 円	45,540 円

場合	もの					
入場料を徴収しない場合	アマチュア	児童・生徒	<u>1,310</u> 円	<u>1,970</u> 円	<u>2,890</u> 円	<u>430</u> 円
		青年	<u>2,640</u> 円	<u>3,940</u> 円	<u>5,790</u> 円	<u>860</u> 円
	スポーツ	その他の者	<u>5,260</u> 円	<u>7,900</u> 円	<u>11,570</u> 円	<u>1,730</u> 円
		アマチュアスポーツ以外のもの	<u>26,300</u> 円	<u>39,460</u> 円	<u>57,860</u> 円	<u>8,670</u> 円
トレーニング室	児童・生徒		1人1日につき50円			
	青年		1人1日につき100円			
	その他の者		1人1日につき210円			
会議室			1時間につき210円			
照明設備			1時間につき640円			
シャワー			1人1回につき96円			
持込み電気機器			原価計算を基礎として知事が定める額			

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間にアリーナを利用する場合（午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間にアリーナを利用する場合を含む。）の額をいう。

場合	もの					
入場料を徴収しない場合	アマチュア	児童・生徒	<u>1,370</u> 円	<u>2,060</u> 円	<u>3,030</u> 円	<u>450</u> 円
		青年	<u>2,770</u> 円	<u>4,130</u> 円	<u>6,070</u> 円	<u>900</u> 円
	スポーツ	その他の者	<u>5,520</u> 円	<u>8,290</u> 円	<u>12,140</u> 円	<u>1,810</u> 円
		アマチュアスポーツ以外のもの	<u>27,610</u> 円	<u>41,430</u> 円	<u>60,750</u> 円	<u>9,100</u> 円
トレーニング室	児童・生徒		1人1日につき50円			
	青年		〃 100円			
	その他の者		〃 220円			
会議室			1時間につき220円			
照明設備			〃 670円			
シャワー			1人1回につき100円			
持込み電気機器			原価計算を基礎として知事が定める額			

備考 1 この表において、「夜間使用料」とは午後5時から翌日の午前8時30分までの間のアリーナの1時間当たりの使用料をいい、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準

- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者がアリーナに入場する者から徴収する対価を、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「青年」とは25歳未満の者で児童及び生徒以外のものを、「その他の者」とは児童、生徒及び青年以外の者を、「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。
- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

ずる者を、「青年」とは25歳未満で児童及び生徒以外の者を、「その他の者」とは児童、生徒及び青年以外の者を、「持込み電気機器」とは体育館へ持ち込み使用する電気機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものをいう。

- 2 使用料の計算単位を時間で定めたもので利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

5 アリーナ又は照明設備を2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

6 アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額（アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

3 アリーナを時間単位で利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する夜間使用料の額に利用時間相当数を乗じて得た額とする。

4 アリーナ又は照明設備を2分の1又は4分の1に区分して利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、アリーナを時間単位で利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する夜間使用料の額に2分の1又は4分の1を乗じて得た額に利用時間相当数を乗じて得た額とする。

5 徴収する使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額を使用料として徴収するものとする。